エ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第１に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

オ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限２年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第２に定める科目及び単位数を修めて卒業した者（平成26年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

カ　平成26年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上（専攻科において２年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、５の⑴のアからメの業務に９月以上従事した者（平成26年１月25日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　５の⑴又は⑵のカに該当する者が提出する書類

勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、平成26年１月31日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

ウ　５の⑵に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業見込証明書及び履修見込み証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書を提出すること（平成20年度以前に入学した者であって、卒業見込み証明書及び履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書及び履修証明書を提出すること。）。

おって、試験に合格した場合であっても、当該証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

エ　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあっては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

オ　４の⑷のア又はウにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類

㋐　受験申込書提出の際にすでに講習を修了している者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習修了証明書、受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習受講決定通知書

なお、介護技術講習受講決定通知書を提出した者にあっては、平成26年１月31日（金曜日）までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

㋑　受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあっては、平成26年１月31日（金曜日）までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

カ　前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

キ　前回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、実務者研修修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。

ク　実技試験の免除を申請した者で、講習又は実務者研修を修了しなかった者にあっては、実技試験免除申請取下書を平成26年１月10日（金曜日）までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限り受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受け付けは、平成26年１月10日（金曜日）午後５時とする。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成25年12月29日から平成26年１月３日までの間は除く。）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、平成25年８月７日（水曜日）から平成25年９月６日（金曜日）までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成25年９月６日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,650円とし、受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の５連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

ア　筆記試験受験票は、平成25年12月６日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

イ　実技試験受験票は、筆記試験の合格者（４の⑷により実技試験が免除される者を除く。）に対して、平成26年２月14日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

７　携帯電話等の通信機器の持込みについて

不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。なお、実技試験においては、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

８　合格基準の考え方

⑴　筆記試験

次の２つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

ア　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。